

# 輸送の安全に関する公表

四国交通株式会社は、運輸安全マネジメントに関する取り組みについて、次のとおり輸送の安全に関する公表を行っております。

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- ①社長（経営者）は会社の目標である”安全、安心、快適”な輸送の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全に主導的な役割を果たす。
- ②現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保がもっとも重要であるという意識を徹底させます。
- ③輸送の安全に関するP、D、C、Aを確実に実施し、全社一丸となって輸送の安全性の向上に努め、輸送の安全に関する情報は積極的に公表いたします。

## 2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

	重大事故		有責事故		車内事故		内 訳
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
平成27年度	0件	2件	3件	6件	0件	0件	人身（1件）事故（6件）
平成28年度	0件		0件		0件		

※重大事故は自動車事故報告規則第2条に規程する事故に関する事項

## 3. 輸送の安全のために講じた措置

### ①運転者教育、研修

事故惹起者を対象とした適正診断、定期的な適正診断の実施、添乗指導の実施、輸送の安全確保に向けた意識の向上を図るとともに、ヒヤリハットの活用を進めます。

### ②交通安全期間中は事故防止運動を積極的に推進します。

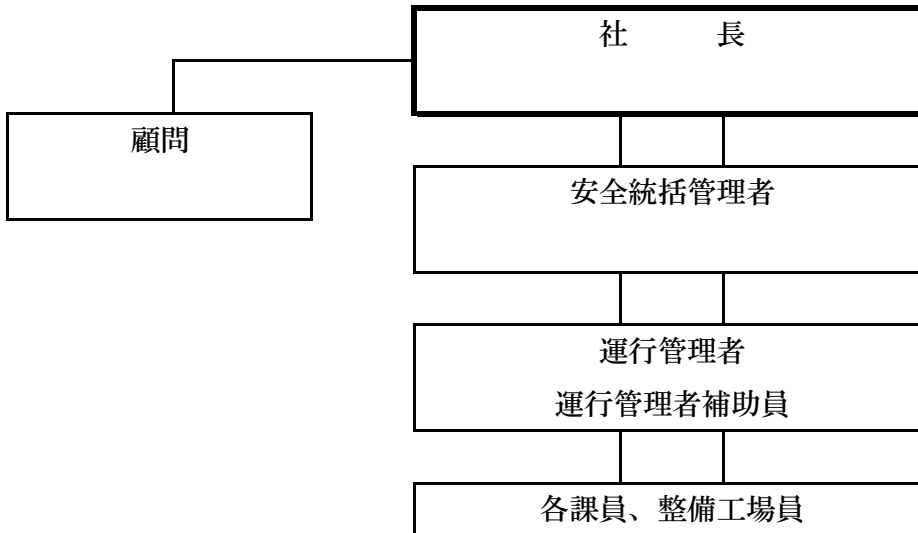
春の交通安全運動、秋の交通安全運動、年末年始自動車輸送安全点検

### ③輸送の安全に関する安全管理の取り組み状況の点検と改善については年間1回は実施し、

是正、予防措置を講じるとともに、継続的に改善いたします。

### ④貸出用の診断装置を用い、事故防止に生かせるよう充分活用します。

#### 4. 輸送の安全にかかる情報の伝達体制



#### 5. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| ①安全衛生委員会の開催      | 毎月1回        |
| ②事故惹起者に対する指導     | 事故発生時事故報告提出 |
| ③運行管理者を対象とした講習受講 | 年1回         |

#### 6. 輸送の安全に関する安全管理者の取り組み状況の自己チェックリスト及び措置

- ①安全管理の取り組み状況の確認を行った
- ②実施結果により見直し、改善への取り組みを再徹底した。

#### 7. 行政処分、講じた措置等

別に無し

#### 8. 輸送の安全に関する内部監査の結果及び措置内容

輸送の安全に関する定例の内部監査を平成29年2月7日に実施しました。

##### ①監査目的

重点監査事項である、「点呼状況及び帳簿類への適正な記録」について監査し乗務員管理の徹底、また本社からの指示伝達事項が正確に機能しているかを確認すること。

また、運行管理者の安全に対する意識、事故防止の取り組みをヒアリングし効果的な取り組みを全社的に反映させレベルを向上することを目的とした。

##### ②被監査部門

四国交通株式会社

経営トップ及び安全統括管理者

### ③監査範囲

- ・重点監査事項を含む、点検報告書の適正な記録
- ・安全に関する考え方や、事故防止意識の確認

### ④計画

- ・監査実施日程の指定
- ・重点監査項目の作成（内部監査規程）

### ⑤準備

- ・内部監査要員の選定
- ・被監査部門への通知
- ・監査チェックリストの作成（内部監査規程に基づく）

### ⑥実施

- ・オープニングミーティング
- ・経営トップインタビュー
- ・安全統括管理者インタビュー
- ・文書、記録類の確認
- ・チームミーティング
- ・クロージングミーティング

### ⑦報告

- ・監査報告書の作成
- ・被監査部門への報告